

青少年サークル・青少年グループの登録について

[青少年とは] 次の①または②の要件を満たす者（既婚・未婚は不問）

- ①小学生以上39歳以下で、豊田市に居住または通勤・通学する者
- ②高校生・大学生・短大生・専門学校生

1 青少年グループとは … 趣味・学習活動・ボランティア・まちづくり等、青少年の育成を目的とした団体で、次の全ての要件を満たす団体

- (1) 共通の目的を持って活動している
- (2) 3人以上で構成され、半数以上が青少年である
- (3) 15歳以上の代表者（責任者）がいる^{※1}
- (4) 政治・宗教・営利活動や反社会的活動をしない
- (5) 法人格を持たない任意の団体

※1. 構成するメンバー全てが中学生以下の場合、保護者署名欄に署名と捺印が必要です。

2 青少年サークルとは … 趣味・学習活動・ボランティア・まちづくり等、青少年の育成を目的とした団体で、上記（1）～（5）と次の全ての要件を満たす団体^{※2※3}

- (6) 前年度、青少年センターでの活動が月1回以上あり、6ヶ月以上継続的に行われている
- (7) 前年度、青少年センターの事業へ協力した実績がある

※2. サークル・グループ全体会への出席が必須になります。

※3. 年度更新時にサークルへの移行を希望しない場合はグループになります。

3 登録することによるメリット

- (1) 青少年センターの部屋の使用料が免除される
- (2) 一般団体より先行して施設の利用申請ができる^{※4}
- (3) 施設の電話予約ができる^{※5}
- (4) 青少年センターを通してメンバーの募集や開催イベントのPRができる

※4. 別紙「青少年サークル・青少年グループの施設利用ルール」をご参照ください。

※5. 電話予約の受付時間は午前10時～午後8時半です。予約後10日以内に窓口にて申請をお願いします。

4 登録の方法

- (1) 次の①～④の書類を青少年センターへ提出する^{※6}

- ①青少年サークル・グループ登録届（様式1）
- ②会員名簿（様式2）^{※7}
- ③会則・年間行事計画書（様式3）
- ④連絡先確認書（様式4）

※6. ②③は必要事項が記載されていれば書式は問いません

※7. メンバーの青少年は全員個人登録が必要です。PCやスマートフォン、青少年センター窓口で登録ができます。

個人登録サイトURL → <http://www.youth-toyota.com/members/>

- (2) 代表者宛てに登録認定・不認定の連絡が郵送される^{※8※9※10}

※8. 提出書類に不備がある場合は「不認定」となります。

※9. 不認定の場合は一般団体として施設をご利用ください。

※10. 青少年サークル・グループ登録の有効期限は毎年度3月31日です。



5 登録を取り消す場合

- (1) 団体の登録内容に虚偽の記載があったと認められた場合
- (2) 団体の構成メンバーが登録できる条件を満たさなくなった場合
- (3) キャンセルの連絡をせず部屋を利用しなかったことが複数回あった場合
- (4) 団体から申し出があった場合